安心できる学びの場の実現と創造した価値の社会への発信

ガバナンス体制（意思決定体制等）

本学は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、国立大学法人法に定める「役員会」、「経営協議会」及び「教育研究評議会」に加え、法人の管理運営等に関する重要事項等を検討・審議する独自の「戦略企画会議」を置くとともに、学長指名の理事、副理事、副学長、学長特別補佐を重点的に取組む機関である機構、センター、本部等の長として配置し、戦略の策定及び実行することで、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築し、大学全体の機能強化を図っています。

また、「経営協議会」、「学長選考・監察会議」の他、学長の諮問に応じて助言又は提言を行う学外有識者による「アドバイザー会議」、「同窓会役員との懇談会」等を通して、多様な意見を法人経営・大学運営に活用しています。

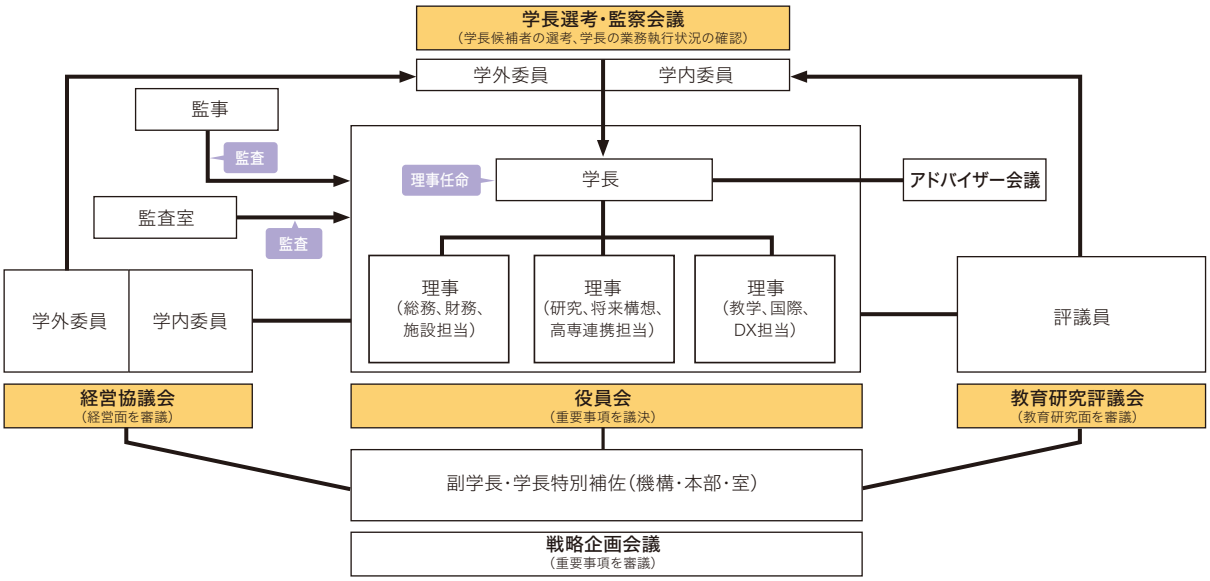

ガバナンス体制（内部統制システム）

「内部統制システムに関する基本方針」、「内部統制推進体制等の取扱い」により、「内部統制推進体制」を整備し、役職員が内部統制システムの維持・向上と事業に関わる法令等を遵守し、内部統制に関するモニタリング等、研修、監査結果の活用等により業務の公正を確保するとともに、効率性・有効性を高めています。また、「業務方法書」に規定する内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、不断の見直しを図っています。

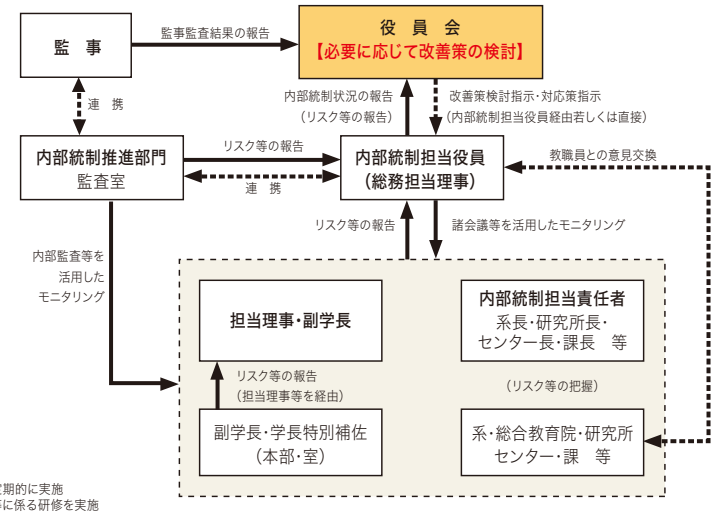

※研修の実施
＊事項毎の研修内容を確認し，研修を定期的に実施
＊主に新規採用者を対象に，内部統制等に係る研修を実施

国立大学法人ガバナンス・コードへの対応

国立大学法人における経営の透明性を高め、その機能を強化し、自らの経営を律することを目的として、国立大学協会、文部科学省、内閣府により、基本原則となる規範「国立大学法人ガバナンス・コード」が策定されました。
このガバナンス・コードを基本原則として、本学の特性を踏まえた取組を実施し、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、強靱なガバナンス体制を構築しています。

また、経営の透明性を向上させ、社会への説明責任を果たすため、毎年度、その適合状況に関し自己点検を行い、経営協議会及び監事の確認を得た上で「適合状況等に関する報告書」をウェブサイトにて公表しています。

詳しくはこちら→

研究費不正使用への対応

国から交付される予算（運営費交付金）、補助金及び委託費（受託研究・受託事業費等）は、税金や国債の発行によって国が集めたもので、いわば国民から負託を受けた公的研究費です。
本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）に基づき、関係規程を整備し、管理運営体制を明確化するとともに、関係法令等の遵守、不正使用及び不正防止について理解を深めるため、教職員・学生を対象とした「公的研究費の適正な取扱いに関するコンプライアンス教育」を毎年度実施しています。

■ 研究費不正防止体制

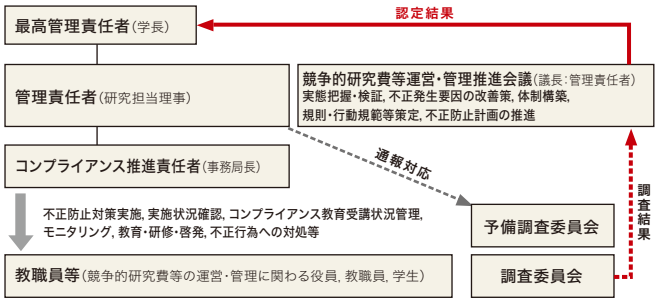

研究インテグリティを確保するための取組

研究インテグリティとは、研究の健全性・公正性を意味します。
従来から、研究不正の防止、利益相反の防止、安全保障貿易管理等に取り組んできましたが、近年においては、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されています。
こうした中、研究インテグリティを確保し、国際的な信頼性のある研究環境を構築することは、国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっており、本学では、研究インテグリティの確保に向けて、この新たなリスクに対する体制を整備しています。

■ 研究インテグリティ確保のための体制

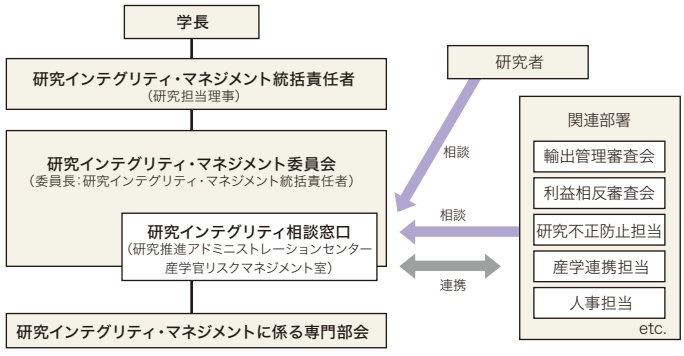

情報セキュリティに関する体制・取組

安全な情報システム環境を提供するために、「豊橋技術科学大学情報セキュリティポリシー」を整備しています。このポリシーは、本学で扱う情報システムの安全性と教育研究活動の利便性確保の両立を目指して、情報システム、ネットワーク利用に関わる規定を明文化したものです。このポリシーに基づいて、最高情報セキュリティ責任者(CISO)の下に、情報セキュリティインシデント対応チーム(TUT CSIRT)を組織し、セキュリティマネジメント並びにインシデント発生時の対応に努めています。具体的なセキュリティ対策として、「豊橋技術科学大学サイバーセキュリティ対策基本計画」を定め、継続的なセキュリティマネジメントに取り組んでいます。